

# 資料編

## 1. 里庄町男女共同参画推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、及び事業者の責務と教育の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項に基づいて行わなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別的扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 性別による固定的な役割分担などに基づく社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の様々な施策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、それぞれの家庭生活、職業生活その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (5) 男女が互いの性に関して理解し合い、性と生殖に関する事項について互いの意志が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

### (町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画社会の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画社会の推進に関する施策を推進するに当たり、国、県、町民及び事業者と相互に連携を図り、協力して取り組むよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 町民は、町が行う男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が職場における活動と家庭における活動その他の活動を両立して行うことができ、その事業活動において、男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、町が行う男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の役割)

第7条 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) 相手の意に反した性的な言動その他性的な嫌がらせにより、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為

(3) 配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(男女共同参画基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、第16条に規定する里庄町男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査及び研究)

第10条 町は、男女共同参画社会の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な調査及び研究を行うものとする。

(広報啓発)

第11条 町は、男女共同参画の推進について町民及び事業者の理解を深めるため、積極的に広報活動及び啓発活動を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第12条 町長その他の執行機関の長は、その設置する審議会、委員会その他これに準ずるものの構成員を任命し、又は委嘱するときには、積極的改善措置を行うことにより、男女の数が均衡するよう努めるものとする。

(相談の対応)

第13条 町長は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画を阻害する要因による権利侵害に関する相談を受けた場合には、関係機関と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害者の保護)

第 14 条 町長は、第 8 条第 3 号に規定する権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 町は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町長を長とする推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第 16 条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、里庄町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること

3 審議会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町民

(2) 学識経験を有する者

(3) 事業者及び関係団体から推薦された者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

4 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている里庄町男女共同参画基本計画は、第 9 条第 1 項の規定により策定された計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年里庄町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

上下水道事業運営審議会委員	日額	5,000 円
---------------	----	---------

 を

上下水道事業運営審議会委員	日額	5,000 円
男女共同参画推進審議会委員	日額	5,000 円

 に改める。

## 2. 里庄町男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、里庄町男女共同参画推進条例（平成24年里庄町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談の申出)

第2条 条例第13条の規定による相談の申出をしようとする者は、相談申出書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(会長及び副会長)

第3条 里庄町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 前項の場合において、会長が当該会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、審議会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画商工課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる審議会は、町長が招集する。

相談申出書

年 月 日

里庄町長 様

(申出人) 住 所  
氏 名  
電話番号

男女共同参画推進条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申し出ます。

相談の趣旨及び理由	
他の機関への相談等の状況	<input type="checkbox"/> 相談している <input type="checkbox"/> 相談していない 相談等をしている場合は、具体的に記入してください。 (1) 相談先 (2) 相談の状況及び結果
配慮を望む事項等	

### 3. 里庄町男女共同参画推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、里庄町男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の推進に関する企画及び調整に関すること。
- (2) 具体的取組方策の総合的検討に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充てる。

3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、会計管理者及び各課長（課長相当職を含む。）をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、必要に応じ本部会議を招集し、その議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 本部に関する事務を処理するため、事務局を企画商工課に置く。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## 4. 里庄町男女共同参画推進審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

役職名	氏名	所属団体等
委員	青木 久美子	主任児童委員
会長	青木 耕治	里庄町子育て支援ボランティアフレンズ
委員	佐藤 芳江	公募委員
//	豊田 直子	里庄セミナー～なぎさ～
//	馬場 辰巳	人権擁護委員
//	平野 政子	こずえ会 会長
//	古川 さつき	岡山県男女共同参画推進センター 所長
//	眞鍋 裕嗣	斎藤教材株式会社 代表取締役
副会長	山田 恵津子	里庄町婦人会 会長
委員	柚木 康男	里庄小中学校校長会 会長

## 5. 第4次里庄町男女共同参画基本計画策定の経緯

開催日時		内容
令和4年 (2022年)	9月27日 ～ 10月11日	「男女共同参画に関する町民意識調査」の実施
	9月27日 ～ 10月11日	「男女共同参画に関する事業所アンケート調査」の実施
	9月27日 ～ 12月9日	庁内ヒアリングの実施
	11月29日	令和4年度 第1回里庄町男女共同参画推進審議会 ○第4次里庄町男女共同参画基本計画について 策定スケジュール・策定までの流れ ○町民意識調査・事業所アンケート調査結果の報告及び現状・課題 ○第4次里庄町男女共同参画基本計画（骨子案）について
	12月22日	令和4年度 第2回里庄町男女共同参画推進審議会 ○第4次里庄町男女共同参画基本計画（素案）について ○計画の愛称について
令和5年 (2023年)	2月8日 ～ 2月22日	パブリックコメントの実施
	3月3日	令和4年度 第3回里庄町男女共同参画推進審議会 ○第4次里庄町男女共同参画基本計画（最終案）について ○第4次里庄町男女共同参画基本計画（概要版）について



## 6. 用語解説

あ行	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）
	過去の経験や見聞きした事柄から、誰もが潜在的に持っている思い込みや自分自身でも気がついていない性差に関する考え方や捉え方のことです。
	育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）
	育児や介護と仕事の円滑な両立を支援する法律で、正社員だけでなく、パートやアルバイト、派遣社員や契約社員でも育児休業及び介護休業を可能としています。令和4年4月に改正され、男性の育児休業の取得促進や育児・介護休業取得の条件緩和、事業主に対する育児・介護休業を取得しやすい環境整備の義務付けなどが盛り込まれています。
	一般事業主行動計画
	企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた行動計画を策定するもので、女性活躍推進法において101人以上300人以下の企業に策定・届出と情報公表が義務づけられています。
	SNS
	Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。
	LGBTQ+（性的マイノリティ）
	近年、性同一性障がい者、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）など、多様な性の在り方について、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別とは異なる性別を生きる／生きたいと望む人）、性自認や性的指向を決められない人（Questioning）、これらに限定されない多様な性があることを意味する「+」を付け足し、LGBTQ+と表現しています。

か行	GIGAスクール構想
	子どもたちへ1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のことです。
	高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）
	高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として平成18（2006）年4月から施行されました。
	こずえ会
	昭和38（1963）年に発足した「里庄町幼児クラブ」が前身であり、里庄町在住の満1歳から当該年度4歳を迎えるまでの子どもを対象とした親子の会。 七夕祭りや親子体操、クリスマス会をはじめとする年間行事を通して、親子で楽しくふれあい、交流を深め、子育て中の保護者の情報交換やストレス軽減の場として活動しています。
	子育て応援し隊（次世代育成支援行動計画を進める会）
	次世代育成支援対策推進法の制定に伴い、町では平成16（2004）年3月に行動計画を策定し、次世代育成支援行動計画を進める会が結成されました。地域全体が支え合って子育てをしていくまちを目指し、世代間交流や親子で楽しめるイベントなどを開催しています。
	子育て世代包括支援センター
	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うために設置されており、妊産婦や子育て中の保護者等が抱える様々な悩みに対応しています。
	固定的な性別役割分担意識
	男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
	子ども家庭総合支援拠点
	町内のすべての子ども及びその家庭を対象に、様々な相談に対応しています。育児やしつけ、子育てへの不安や悩みだけでなく、虐待に関する相談への対応や、不登校、家庭内暴力といった家庭内の問題について相談に応じ、必要に応じて支援を行うことで、虐待等の未然防止、早期発見を図ります。
	困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）
	生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、女性をめぐる課題が多様化・複合化している状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、女性の人権の尊重及び自立した生活の実現に寄与することを目的として令和4（2022）年5月に公布されました。

さ行	里庄カレッジクラブ
	18歳以上の町内在住または在勤の方を対象に、知識、見聞を広めるための講座を開講しています。忙しい合間にも教養を深めようと、活気に満ちた活動が行われています。
	里庄虚空蔵大学
	65歳以上の方の生涯学習の場として教育委員会が主催する高齢者学級。高齢者が、健康で生きがいのある生活を送るために、学習活動や社会参加活動を行っています。
	里庄町子育て支援ボランティアフレンズ
	里庄町社会福祉協議会が企画・運営している子育てひろば“げんキッズ”のお手伝いをしているボランティアの団体です。  “げんキッズ”は「地域で子育て」を合言葉に、親子が気軽に集まれるほっとスペースで、週5回の子育てひろば（月～金曜、祝日を除く）や、各月1回のママのリフレッシュ講座・お楽しみ会・お誕生日会等、楽しい行事も開催しています。
	ジェンダー（gender／社会的性別）
	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。その一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（gender／社会的性別）といいます。
	障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）
	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的として平成24（2012）年10月から施行されました。
	情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）
	メディアからの情報を主体的・批判的に分析して読み解き、自己発信する能力のことをいいます。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことです。
女性のエンパワーメント（Empowerment）	
男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことをいいます。	
性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）	
性と生殖に関する健康と権利とは、すべての人々が身体的・精神的・社会的に健康な状態であることを保障し、その権利を有していること。特に女性がいつ子どもを何人生むか、または生まないか、安全な性生活や妊娠、出産等についての自己決定権を尊重し、女性の生涯にわたる健康の確立を目指すことを含んでいます。	
セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）	
身体への不必要な接触や性的関係の強要等をはじめとする他の人を不快にさせる性的な言動のことを示します。特に職場等では対象となった個人の名誉や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、能力発揮を妨げ、生活への深刻な影響を与えるものです。	

た行	<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）</p> <p>配偶者や交際相手等、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことを示します。たとえば、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を DV 防止法、配偶者からの暴力による被害者は DV 被害者、これらへの対策は DV 対策などと略した表現が用いられます。</p>
は行	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）</p> <p>今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律です。平成 13（2012）年に国際的な流れと被害者の声を受け、超党派の女性議員による議員立法で成立しました。</p> <p>パタニティ・ハラスメント</p> <p>「パタハラ」と呼ばれ、配偶者等の妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味します。</p> <p>パワー・ハラスメント</p> <p>「パワハラ」と呼ばれ、職場など組織内で、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為のことをいいます。</p>
ま行	<p>マタニティ・ハラスメント</p> <p>「マタハラ」と呼ばれ、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味します。</p> <p>メンタルヘルス</p> <p>「心の健康」、「精神衛生」などと訳され、心身ともに充実した健康状態を目指すことをいいます。</p>
わ行	<p>ワーク・ライフ・バランス</p> <p>アメリカの労務管理の一策として導入されているもので、「仕事と私生活との両立」を意味しています。1980 年代には「ワーク・ファミリー・バランス」といわれ、共働き家族やシングルマザーを対象として労務に重点を置く企業が多くありましたが、90 年代に入ると全従業員を対象とするワーク・ライフ・バランスに移行するようになっていきます。</p> <p>日本でも少子化社会の進展とともに導入されるようになっていきます。</p>

## **第4次里庄町男女共同参画基本計画**

令和5（2023）年3月発行

発行：里庄町 企画商工課

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町里見 1107-2

TEL：0865-64-3114 FAX：0865-64-3126